

独立行政法人奄美群島振興開発基金個人情報保護規程

制定 平17. 4. 1

最終改正 平29. 9. 1

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、基金の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）を言う。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの。
- 一の二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）第1条で定めるものをいう。
 - イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの。
 - ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。
- 一の三 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 二 保有個人情報 基金の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、基金が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 三 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 三の二 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて当該区分ごとに定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三の三 独立行政法人等非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非

識別加工情報をいう。

イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ 独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものであること。

（イ）当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

（ロ）独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ 基金の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障の無い範囲内で、法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

三の四 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

ロ イに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令第3条に定めるもの。

四 各課 総務企画課、業務課、管理課をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 基金に、総括保護管理者1名を置き、理事をもって充てる。総括保護管理者は、金における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者）

第4条 保有個人情報を取り扱う各課に、保護管理者を1名置くこととし、課長をもって充てる。保護管理者は、各課における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（保護担当者）

第5条 保有個人情報を取り扱う各課に、各課の保護管理者が指定する保護担当者を1名置くことし次長をもって充てる。保護担当者は保護管理者を補佐し、各課における保有

個人情報に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 基金に監査責任者を1人置くこととし監事をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。
- 3 監査責任者は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総括保護管理者及び保護管理者に意見を提出することができる。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設けることとする。

第3章 教育研修

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、保護管理者及び保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについての理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 役職員の責務

(役職員の責務)

第9条 役職員は、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い保有個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第10条 個人情報の保有に当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 4 要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これ

らのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

- 一 法令等に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - 五 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - 六 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - 七 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - 八 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
- 5 機微(センシティブ)情報を、前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。

(利用目的の明示)

第11条 職員は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第12条 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報とは原則として、本人から直接取得する。ただし、次に掲げる場合は、これによらず取得することができる。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令等に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 五 所在不明等により、本人から取得できないとき。
- 六 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から取得したのではその目的を達成しえないと認められるとき、又は事務の性質上本人から取得したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。
- 七 行政機関、他の独立行政法人等又は地方公共団体から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 八 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

(正確性の確保)

第13条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報（法第44条第2第3項に規定する削除情報をいう。）に該当するものを除く。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(利用制限)

第14条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報をアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報を利用してはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報をアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第15条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第16条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第17条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第18条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整理して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(情報システムにおける安全の確保等)

第20条 情報システムにおける安全の確保等については、別途定める情報システム管理規程の定めるところにより取扱を行うものとする。

その場合、「情報システム副管理者」を「保護管理者」に、「機密情報等」を「保有個人情報」に読み替える。

第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第21条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。

(業務の委託等)

第22条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。この場合において、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- 一 個人情報に関する秘密保持及び目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除及び損害賠償責任その他必要な事項
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
- 3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第23条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長及び所管する行政機関(国土交通省及

び財務省) に対し、速やかに報告する。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

6 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。なお、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに所管する行政機関（国土交通省及び財務省）に報告する。

第9章 監査及び点検の実施

(監査及び点検の実施)

第24条 個人情報等の監査及び点検の実施については次のとおりとする。

一 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

二 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

三 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第10章 個人情報ファイルの保有等

(個人情報ファイルの保有等に関する報告)

第25条 各課において、法11条の規程に基づき、個人情報ファイルを保有しようとするときは、保護管理者は、あらかじめ保有個人情報ファイルの記載事項を総括保護管理者に報告するものとする。

2 前項の報告については、保有個人情報ファイルの記載事項を変更しようとするときも同様とする。

3 保護管理者は、第1項の規定により報告した個人情報ファイルについて、その保有をやめたときは、速やかに総括保護管理者に報告するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第26条 基金は、法11条の規程に基づき、個人情報ファイル簿を作成して公表するものとする。

2 前項の個人情報ファイル簿の作成にあたっては、要配慮個人情報が含まれるときはその旨を記載する等、法第11条の定めるところにより行わなければならない。

第11章 開示、訂正及び利用停止の取扱い

(開示、訂正及び利用停止の取扱い)

第27条 基金は、「個人情報の開示・訂正に関する規則」の定めるところにより、個人情報の開示及び訂正等を行うものとする。

第12章 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の提供)

第28条 基金は、法第4章の2の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成し、及び提供することができる。

第13章 苦情処理

(苦情処理)

第29条 基金は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下単に「苦情」という。）の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 基金は、苦情の相談の受付等を行う窓口を総務企画課に設けるものとする。
- 3 苦情を受付けたときは、関係する各課は、苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を迅速に調査して、その適切な措置について総括保護管理者に協議しなければならない。
- 4 苦情の処理は、必要と認めるときは総括保護管理者のもとで行うものとする。
- 5 苦情の処理結果は、必要と認めるときは苦情を申出た者に書面で通知するものとする。

(規程の施行状況の調査)

第30条 総括保護管理者は、各課に対して、この規程の施行の状況の報告を求めるものとする。

- 2 総括保護管理者は、この規程の施行の状況に対して、是正が必要であると認めるときは、当該課責任者に是正の勧告を行うことができる。

(規程の細目及び運用)

第31条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

第14章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第32条 基金は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）を踏まえ、所管する行政機関（国土交通省及び財務省）と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

